

三重県図書館情報ネットワークシステム利用規約

(目的)

第1条 この規約は三重県図書館情報ネットワークシステム(以下、「本ネットワーク」という。)利用に必要な基本事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規約における用語を以下のとおり定義する。

- (1) 図書館 図書館法(昭和25年法律第118号)の規定に基づき設置した図書館、及び図書館法第十条の規定に基づかずに地方公共団体が設置した図書館・図書室。
- (2) 大学 国立大学法人法(平成15年法律第112号)第二条第二項に規定する国立大学、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第六十八条で規定する公立大学法人により設置された大学・高等専門学校、及び私立学校法(昭和24年法律第270号)第三条に規定する学校法人により設置された私立大学・私立高等専門学校。
- (3) 大学図書館 第2条(2)で規定した大学が設置した図書館。
- (4) 高校図書館 学校図書館法(昭和28年法律第185号)第二条で規定する高等学校の図書館
- (5) 東海北陸 富山県、石川県、福井県、岐阜県、及び愛知県を範囲とする。

(理念)

第3条 本ネットワークは、三重県立図書館、三重県内に設置された図書館・大学図書館・高校図書館及び東海北陸の図書館をシステム及び物流のネットワークで接続し、総合目録を編纂し、資料の一括的な検索、相互貸借、情報交換・情報発信を支援する情報サービスである。本ネットワークは、図書館サービスの向上を通して県民の生涯学習環境の整備に資するものであり、本ネットワークに参加する機関相互の協力によってより一層の効果を旨とする。

(本ネットワークの管理・運用)

第4条 本ネットワークは、三重県立図書館により管理、運用を行うものとする。

(参加館の定義)

第5条 本ネットワークに参加する機関(以下、「参加館」という。)を以下の種類とする。

- (1) 県内参加館 三重県内の図書館、大学図書館、高校図書館、その他三重県立図書館長(以下、「館長」という。)が適当と認める機関を対象とする。
- (2) 県外参加館 東海北陸の図書館であり、その館が設置されている県の県立図書館と三重県立図書館が相互貸借物流網を構築している館を対象とする。

(参加の要件)

第6条 本ネットワークに参加を希望する機関は第5条に定める参加の種類に応じて以下の要件を満たさなければならない。

- (1) 県内参加館
 - ア インターネット閲覧や電子メール送受信が可能なWeb環境を整備すること。

イ ネットワーク上でデータ連携またはデータ提供を認めること。

(2) 県外参加館

ア 東海北陸の図書館であり、その館が設置されている県の県立図書館と三重県立図書館が相互貸借物流網を構築していること。

イ インターネット閲覧や電子メール送受信が可能なWeb環境を整備すること。

(参加手続)

第7条 本ネットワークに参加を希望する機関は第5条に定める参加の種類に応じて以下の申請書により館長に申請し、その承認を受けなければならない。

(1) 県内参加館

ア 「三重県図書館情報ネットワークシステムへの参加について(申請)」(第1号様式)

イ 「三重県図書館情報ネットワークシステム連携設定書」(第2号様式)

(2) 県外参加館

ア 「三重県図書館情報ネットワークシステムへの参加について(申請)」(第1号様式)

(オンライン予約取りよせサービス参加手続)

第8条 「予約・取りよせサービス」への参加を申請する場合には、第3号様式により館長の承認を受けなければならない。

(ユーザーID・パスワードの発行)

第9条 館長は、第7条及び第8条により参加を承認した機関(以下参加館)に対し、本ネットワークにアクセスするためのユーザーID・パスワードを交付する。

(パスワードの管理)

第10条 参加館は、交付されたユーザーID及びパスワードの管理並びに使用について責任を負うものとする。

(申告内容の変更)

第11条 参加館は、データ連携の種類を変更する場合は、第4号様式により変更内容を申告せねばならない。

(サービスの種類)

第12条 本ネットワークは、参加館に対し以下に掲げる機能を提供する。

(1) 蔵書一括検索

(2) 検索結果からWebOPACへのリンク

(3) 相互貸借依頼・管理

(4) メッセージ送受信

(5) レファレンス依頼・回答

(6) 相互貸借統計管理

(7) 参加館同士の情報交換

(8) 一般利用者への行事等情報発信

(サービスの運用)

第13条 サービスの運用時間は24時間365日とする。ただし、運用・保守上やむをえない場合は、事前連絡の上、サービスを停止するものとする。

(守秘義務)

第14条 管理運営館及び参加館は、本ネットワークに関するセキュリティ情報(ID、パスワード、システム構成、アドレス及びネットワーク情報等)について適切に管理し、本ネットワークの関係者以外にみだりに開示しない義務を有するものとする。

(利用の制限)

第15条 参加館は、本ネットワークの利用にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 参加館の職員以外の第三者による利用
- (2) 参加館本来の業務のために使用しているLANセグメント以外のネットワークからの利用、参加館が参加している広域ネットワーク等における参加館セグメント以外からの利用を含む。
- (3) 参加館のネットワークをプロキシ又はゲートウェイとして仲介させる利用
- (4) その他セキュリティの観点から問題があると当館が認める利用

第16条 参加館は、検索機能等により提供される書誌データの利用にあたり、次の行為を行ってはならない。

- (1) 商用目的での利用。
- (2) 第三者への転許諾、貸与又は譲渡。
- (3) 情報検索以外の利用。ただし第12条に規定する機能等に利用する場合を除く。

(参加館の義務)

第17条 参加館は、本ネットワークの利用にあたり、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 「三重県図書館情報ネットワークシステム相互貸借規程」に準拠し資料の貸借を行うこと。
- (2) 自館用ユーザーID及びパスワード以外のユーザーID及びパスワードを不正に使用してはならない。
- (3) 本ネットワークのシステム運用を阻害するような行為を行ってはならない。
- (4) その他本ネットワークの目的に反する行為、または法令に違反する行為を行ってはならない。

(個人情報の取扱)

第18条 本ネットワークでは、個人情報を個人に関する情報(住所、氏名、電話番号、E-mailアドレス、貸出・予約情報等)と定義する。なお、氏名以外の情報を他の情報と結びつけることにより個人が特定できる場合についても個人情報とみなす。これら個人情報について、参加館は次の行為を行ってはならない。

- (1) 本ネットワークを通じて収集した個人情報についてはあらかじめ明示した収集目的の範囲内で利用し、第三者に提供してはならない。ただし、利用者本人の承諾を得た場合はこの限りではない。
- (2) 個人情報は参加館で厳重に管理し、漏洩、流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じること。

(承認の取消し)

第19条 館長は、参加館がこの規約に違反したときは、第7条及び第8条の承認を取り消すことができる。

(脱退)

第20条 参加館は、本ネットワークから脱退しようとするときは、書面によって館長に届け出なければならない。参加館が廃止されるときも同様とする。

(書誌データ等の取扱い)

第21条 館長は、第20条による脱退を受理した時には、当該参加館から提供を受けた書誌データの取扱いについて当該参加館と協議するものとする。

(規定の変更)

第22条 館長は、この規約を参加館の承諾を得ることなく変更することができる。この場合において、館長は参加館に対して通知するものとする。

付則

- 1 この規約は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 平成22年8月13日 全部改正
- 3 平成24年4月 2日 一部改正
- 4 平成29年11月25日 一部改正
- 5 令和2年12月17日 一部改正